

国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直しに向けて

1. 教育再生実行会議第五次提言

○教育再生実行会議「今後の学制等の在り方について(第五次提言)」(抄)

1. 子供の発達に応じた教育の充実、様々な挑戦を可能にする制度の柔軟化など、新しい時代にふさわしい学制を構築する。
  - (3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関を制度化する。また、高等教育機関における編入学等の柔軟化を図る。

(高等教育機関における編入学等の柔軟化)

能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるように、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する。

2. 現行制度

- 現行制度においては、外国の学校を卒業した者の我が国の大学及び大学院の入学資格について、主に以下の要件を課している。

	大学入学資格	大学院博士前期	(大学院博士後期)
課程修了要件	外国において学校教育における12年の課程を修了していること	外国において学校教育における16年の課程を修了していること (医・歯・一部の薬・獣医については18年)	課程修了要件なし ※修士又は専門職相当の学位を授与されていること
個別入学資格審査 十年齢要件	各大学の個別入学資格審査に合格し、18歳に達したもの	各大学院の個別入学資格審査に合格し、22歳に達したもの (医・歯・一部の薬・獣医については24歳)	各大学院の個別入学資格審査に合格し、24歳に達したもの

- これは、外国の学校教育制度が我が国のそれと必ずしも同一ではなく、むしろ多様であることから、個々の国の制度を尊重し、学校教育における教育内容の相当性に立ち入ることなく、日本の学校教育制度との接続を担保するため、一律に外国において学校教育における12年又は16年の課程を修了することにより認めるという「課程年数主義」を採用してきたことによる。

- また、個別入学資格制度は、学校教育制度における制度的な接続を基本としつつ、大学・大学院で学ぶ意欲と能力を有する者に広く大学・大学院教育を受ける機会を提供し得るよう設けたものであり、制度的な接続を担保するため、18歳又は22歳という年齢要件を設けている。

### 3. 見直しの必要性

- 外国においては、高等学校卒業までの教育課程が10年や11年、大学卒業までの教育課程が14年や15年の課程となっている場合なども見られるが、このような国の高等学校・大学卒業者が、日本の大学・大学院に入学を希望する場合、現行制度上は、主に以下の方法が必要となる。
  - ・ 当該国の大学・大学院等に進学し、12年・16年の教育課程を修了する
  - ・ 日本国内の準備教育課程に進学して、所定の課程を修了する
  - ・ 入学時に18歳・22歳見込みとなるのを待って、個別入学資格審査を利用する
  - ・ 飛び入学制度を利用する
- しかしながら、上記の方法では、
  - ①卒業後すぐには日本の大学・大学院に入学できないため、結果的に、すぐに入学が可能な国の大学・大学院に進学するなど、「日本離れ」が生じるケースも生じている。
  - ②「個別入学資格審査」や「飛び入学」による入学も可能であるが、大学によって導入状況や要件が異なるため、特に外国人の受験者にとってはハードルが高い。
- 一方で、我が国としてはグローバル人材育成のための大学の国際化と留学生交流の推進を掲げており、質の保証（単位・学位の相互認定等）を伴った大学間の交流・連携を積極的に促進していくことが重要であり、教育再生実行会議の第五次提言（12年課程、16年課程の緩和）についても、こうした観点からの提言がなされたものと考えられる。

### 4. 今後の方向性(案)

#### 【大学院入学資格】

- 諸外国においても、必ずしも教育課程の年限や年齢等で一律の制限を課していないことも踏まえ（※諸外国では、各大学が独自に詳細な基準を設けている）、大学修了までの課程が16年に満たない国についても、学士の学位を取得している場合には、国として、大学院への入学を排除しないものとする。ただし、その場合には、原則として、
  - ① 認証評価機関等による評価の仕組みが設けられている課程で取得した学位であること
  - ② 学士を取得する教育課程が3年以上の修業年限であることを条件とする。  
※法令で定める入学資格は、国が定める最低限の基準である。各大学の判断で、より高い基準を設定することは可能であり、それぞれに適した基準を設定することが求められる。

○なお、認証評価等の整備状況が多様であることを考慮して、認証評価制度に代えて、以下の条件を考慮して、文部科学大臣が国ごとに個別に指定することも可能とする。

- ・ 学士取得後の当該国内及び外国の大学院への進学状況
- ・ 単位互換協定やダブル・ディグリー、ジョイント・ディグリーなど外国大学との連携の状況
- ・ 設置認可を含めた事前、事後の質保証の仕組み

(具体的に想定され得る対象国)

- 初等中等教育は12年であるが、学士教育の修業年限が3年の国  
フランス、オランダ、スウェーデン、フィンランド、  
カナダ、シンガポール、イスラエル、南アフリカ、オーストラリア  
インド、パキスタン、バングラデシュ、ネパール
- 学士教育の修業年限は4年であるが、初等中等教育が11年の国  
ロシア、ウクライナ、ブルネイ、ミャンマー

※参考：外国の主要大学が設定している大学院入学資格

【Cambridge University】

<France>

A Diplôme or Licence (obtained post-2008) with an overall grade of 14/20. For applicants who studied at a Grade École we require an overall grade of 13/20. For applicants who graduated pre-2002, the minimum entrance requirement is a Maîtrise with an overall grade of 14/20.

<Australia>

Four-year Bachelor's Degree with Honours with an overall grade of Distinction, Second Class Division A or Second Class Division 1

<Germany>

Bachelor's Degree, Erstes Staatsexamen, Magister Artium or Diplom with an overall grade of 1.9

<Russian Federation>

Diploma Specialista (completed post-1991) with a minimum overall grade of Excellent or 5/5 or or a Diplom Bakalavra from a top University with an overall grade of between 4 and 5/5.

<Japan>

Bachelor's Degree (Gakushi) from a prestigious University with an overall grade of between 80% and 90% or an A grade. In some cases a Master's Degree (Shushi) may also be required.

【Stanford University】

<Germany>

The diplom, magister artium (M.A.) or staatsexamen. Three-year Bologna compliant bachelor's degree accepted.

<Other European countries>

University degree requiring four years of study. Three-year Bologna compliant bachelor's degree accepted.

<Russian republics>

University diploma requiring four years of study. Three-year Bologna compliant bachelor's degree accepted (requires the Diploma Supplement issued in accordance to the Bologna Declaration).

<Other Asian countries>

University degree requiring four years of study.

※参考

【大学入学資格】

○中等教育修了までの課程が12年に満たない国については、当該国における教育課程について文部科学省において個別に確認の上、告示で対象国を指定する。

○対象国の指定は、主に以下の基準に基づいて行う。その際、必要に応じて、当該国の大使館に確認を求めるものとする。

- ・我が国の教育課程との相当性
- ・当該教育課程修了後の当該国内及び外国の大学への進学状況

(具体的に想定される対象国)

○初等中等教育が12年に満たない国

ロシア、ウクライナ、キルギス、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャン、マレーシア、ブルネイ、ミャンマー、ペルー

※なお、初等中等教育については、期間を12年とするのが世界的な潮流（近年では、ブラジル、フィリピン等が12年に移行）であり、上記の国についても、将来的には例外措置の対象から外れることが想定される。

【関係条文】

○学校教育法施行規則

第二百五十条 学校教育法第九十条第一項の規定により、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 外国において学校教育における十二年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 二 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 三 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 四 文部科学大臣の指定した者
- 五 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- 六 学校教育法第九十条第二項の規定により大学に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- 七 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、十八歳に達したもの

第二百五十五条 学校教育法第九十一条第二項 又は第百二条第一項 本文の規定により、大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第七号及び第八号については、大学院への入学に係るものに限る。

- 一 学校教育法第百四条第四項の規定により学士の学位を授与された者
- 二 外国において、学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程（当該課程に係る研究科の基礎となる学部の修業年限が六年であるものに限る。以下同じ。）又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者
- 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了した者
- 四 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における十六年（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、十八年）の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 五 専修学校の専門課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 学校教育法第百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、当該者をその後に入学者とする大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 八 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳（医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、二十四歳）に達したもの

2 (略)